

神奈川県環境影響評価条例及び神奈川県環境影響評価条例施行規則の解説

(昭和 56 年) 【抜粋】

3 の項 鋼索鉄道、索道の建設の事業

(略)

「規模、実施される地域等」の欄においては各地域を通じて「全事業」と記載されているが、これは「内容」の欄に示されているような鋼索鉄道又は普通索道の新設の事業である限り、実施される地域、規模等のいかんによらずすべて対象事業となることを示している。これは、鋼索鉄道あるいは普通索道というものの性質上、設置される場所がおのずから自然度の高い地域等に限定されやすいので、たとえ小規模のものであっても環境に及ぼす影響をみておく必要があるとの理由に基づくものである。

※ 下線を加筆